

附編 2 日本海溝、千島海溝型地震防災 対策推進計画

第 1 節 総 則

項 目	担 当
第 1 計画の目的	—
第 2 用語の定義	—
第 3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	—
第 4 市の配備体制	関係各班

第 1 推進計画の目的

本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下この章において「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に記載のない事項は、第 1 編総則及び第 2 編地震・津波編によるものとする。

第 2 用語の定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 後発地震

(1) 北海道・三陸沖後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺で Mw 7 以上の地震が発生した数日程度の短い期間において、更に大きな規模の地震が続いて発生する。この地震を北海道・三陸後発地震という。後に発生する大規模な地震(概ね Mw 8 クラス以上)を、北海道・三陸沖後発地震(以下「後発地震」という。)という。

(2) 後発地震の発生状況

内閣府が令和 4 年 1 1 月に発表した「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」では、日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、さまざまな規模の地震が多数発生しており、平成 23 年(2011 年)に発生した東北地方太平洋沖地震では巨大な津波が発生し、死者・行方不明者が 2 万人を超えるなど、甚大な被害が発生した。また、それ以前にも、1896 年の明治三陸地震や 869 年の貞観地震など、巨大な津波を伴う地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部の海溝型地震の長期評価によると、千島海溝において Mw 9 クラスの巨大な地震が今後 30 年以内に発生する可能性は、約 7%～40%（令和 4 年 1 月 1 日現在）とされている。また、内閣府の報告によれば、北海道から岩手県の太平洋沿岸地域における津波堆積物の資料から、過去の最大クラスの津波は、約 3～4 百年間隔で発生したとされており、17 世紀に発生した津波からの経過時間を考えると、当該地域では、最大クラスの津波を伴う地震が切迫している状況にあると考えられている。

(3) 後発地震発生の可能性

世界の事例においては、Mw 7.0 以上の地震発生後 7 日以内に Mw 8 クラス以上の地震

が発生する確率は百回に1回程度（世界の過去事例：17事例／1447事例）であり、Mw 8以上の地震発生後7日以内にMw 8クラス以上の地震が発生する確率は十回に1回程度であることから、**平常時平時**に比べるとMw 8クラス以上の地震発生の可能性は相対的に高まるが、後発地震が必ず発生するわけではないことに留意が必要である。

(4) 地震（先発地震及び後発地震）の規模

想定される地震の規模は、日本海溝モデルで Mw 9.1、千島海溝モデル Mw 9.3とされている。

ア 震 度

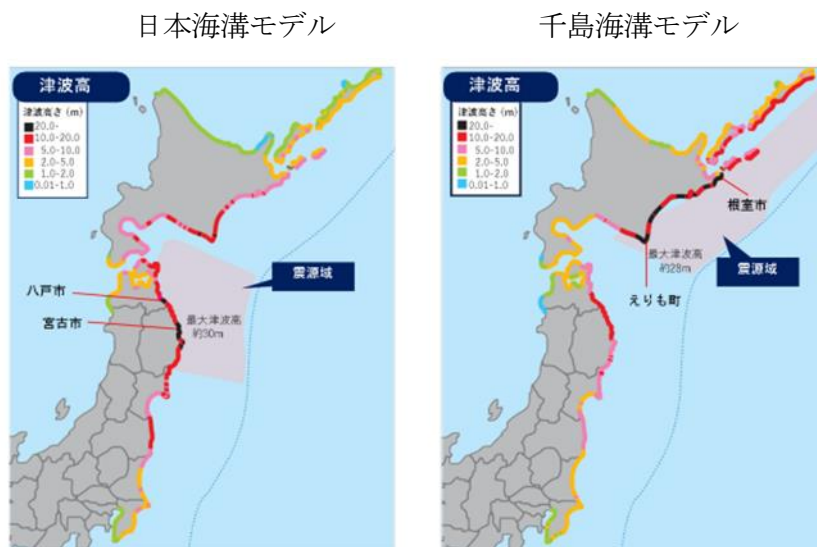
最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合に想定される震度分布の推計によれば、今回のモデルにおける山武市の震度は4以下である。ただし、今回想定した震度分布は一例に過ぎず、震源の場所や深さ、地震の規模によって、より大きな震度となる可能性がある。

イ 津波高

北海道から千葉県までの広い範囲で高さ3m以上の津波が到達し、山武市では3mから5mの高さの津波の到達が想定されている。

ただし、この想定は不確実性を伴うものであり、場合によってはこれを超えることもあり得る。

津波の到達時間は、1時間～2時間程度と見込まれる。



2 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw 7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信の頻度

日本海溝モデル及び千島海溝モデル領域で、過去約100年間（1904年～2017年）に発生した地震を確認すると、Mw 7.0以上の地震は計49回発生しており、その頻度は約2.3年に1回となっていることから、情報の発信頻度は概ね2年に1回程度となる見込みである。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信の時期

日本海溝モデル及び千島海溝モデル領域で発生した地震について、気象庁において一定精

度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁の合同記者会見で気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説」が行われ、その後内閣府から「**北海道・三陸沖後発地震注意情報**」が「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。

先発地震の震度が大きい場合や予想される津波が高い場合は、先発地震についての情報発表や気象庁記者会見が、合同記者会見よりも先に実施される。

先発地震発生後1週間は、防災対応を呼びかける期間として、定期的に防災担当大臣等から呼びかけが行われる。

なお、先発地震の規模や先発地震による被害状況等に応じて、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信やとるべき防災対応の呼びかけのタイミングが変わる。

また、防災対応を呼びかける期間を1週間とされているが、これは、社会の受忍限度等を踏まえて決められたものであり、先発地震の発生から1週間が経過した後も、後発地震の発生可能性がなくなったわけではなく、市民に対し、「後発地震に特に注意する期間が終了した」という旨と「今後は、通常の生活に戻りつつも、地震発生に注意が必要」という旨を呼びかける必要がある。

(3) 南海トラフ地震臨時情報との相違

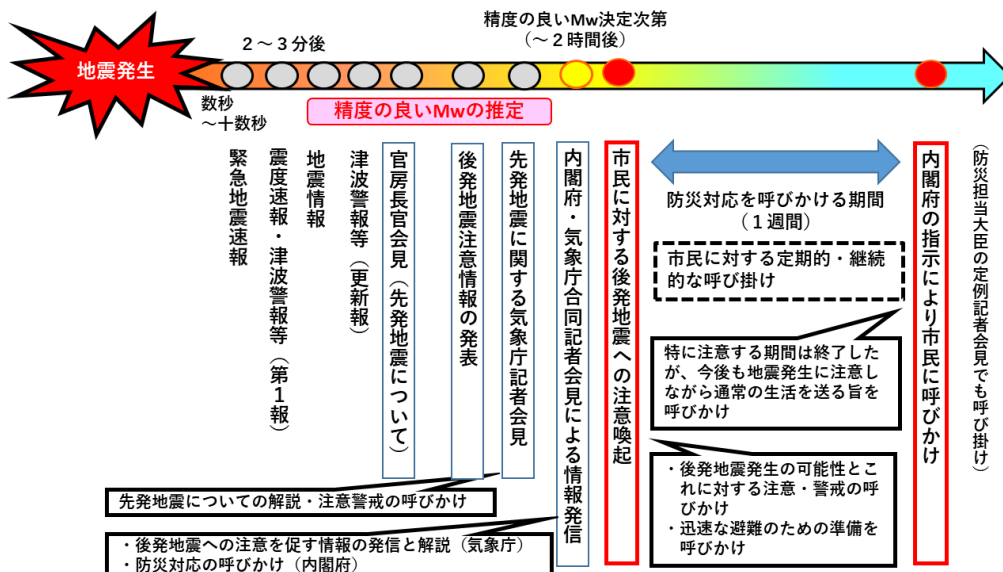
南海トラフ地震では、Mw 7.0以上の先発地震の場合「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、Mw 8.0以上では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されるが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、Mw 7.0以上の先発地震であれば、Mw 8.0以上であっても同様に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

3 推進地域

法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

市は、推進地域に指定されている。

【先発地震による震度が大きい場合や予想される津波が高い場合】



第 3 防防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市や防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者の処理すべき事務又は大綱については、「総則編」第 1 章第 3 節に準ずる。

第 4 市の配備体制

配備体制		配備基準	配備人員
災害警戒本部設置	第 1 配備	北海道・三陸沖後発地震注意情報	消防防災課

※ 1 週間程度、24 時間体制で情報収集及び地震発生時の避難情報の発信等の災害対応に備える。

第2節 地震防災対策計画

項目	担当
第1 関係者との連携協力の確保	本部班、物資班、帰宅困難者対策班
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	関係各班、防災関係機関
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等	関係各班、防災関係機関
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	関係各班、防災関係機関
第5 防災訓練計画	関係各班、県
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	関係各班、県
第7 日本海溝、千島海溝型地震防災対策計画	関係各班、県

第1 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

「地震・津波災害編」第2章第9節に準ずる。

2 広域応援の要請

「地震・津波災害編」第2章第10節に準ずる。

なお、日本海溝、千島海溝型地震では被害が東日本を中心に広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることや、発災当初の応援が望めないことを考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3 帰宅困難者への対応

「地震・津波災害編」第2章第17節に準ずる。

4 生活支援

「地震・津波災害編」第2章第18節に準ずる。

第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

附編1「南海トラフ地震対策推進計画」第2節第2に準ずる。

第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

- (1) 市は、気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表した場合及び県が後発地震への注意を促す情報等を発表した場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、「地震・津波災害編

第 2 章第 1 節第 2 に準ずる。

- (2) 市は、後発地震への注意を促す情報等については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第 2 編第 3 章第 2 節「情報収集・伝達体制」によるものとする。
- (3) 市が行う住民等及び防災関係機関に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達及び地域住民の問い合わせ対応のための窓口の設置については、「地震・津波災害編」第 2 章第 2 節第 4 に準ずる。
- (4) 市は、住民等及び防災関係機関に対し、後発地震への注意を促す情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、以下の具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 巨大な地震により強い揺れや大きな津波が想定される北海道から千葉県にお住まいの方は、今後 1 週間程度、平時よりも巨大地震の発生に注意し、地震への備えを徹底してください。

イ 具体的には、家具の固定や安全な避難場所・避難経路の確認などの「日頃から行っている地震への備え」の再確認に加え、すぐに逃げられる服装での就寝や非常持出品の常時携帯など、「揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした場合に、直ちに避難できる態勢」をとってください。

また、多数の人が出入りする施設等の管理者又は運営者にあっても、社会経済活動を継続した上で、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底や、従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達など、「揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした場合に、従業員や施設利用者が直ちに避難できる態勢」をとってください。

すでに発生した地震により、被害が発生している地域では、避難行動や救助活動等を優先しつつ、後発地震にも注意して行動してください。

引き続き、今後の津波警報や地震情報等に注意しつつ、適切な防災対応をとってください。

- (5) 市は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

第 4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

附編 1 「南海トラフ地震対策推進計画」第 2 節第 4 に準ずる。

第 5 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的とし、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を、隔年を基準として実施するものとする。

その他、防災訓練の実施内容については、「地震・津波災害編」第 1 章第 1 節第 3 に準ずる。

第 6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市及び防災関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報の充実に努める。

1 職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

推進地域に指定された地域内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成17年政令第282号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。また、この節に記載のない事項については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画によるものとする。

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

附編1「南海トラフ地震対策推進計画」第2節第2に準ずる。

2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項

- (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等
- (2) 災害応急対策をとるべき期間等
- (3) 関係機関のとるべき措置
- (4) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置
- (5) 各施設の計画において定める事項

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

(ア) 医療機関、小売店等については、原則として営業を継続する。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮する。北海道・三陸沖後発地震注意情報及び後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に、顧客等に対し、当該後発地震への注意を促す情報等を伝達する方法を対策計画に明示する。

(イ) 医療機関においては、患者等の保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示する。

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

(ア) 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示する。

(イ) この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

(ウ) 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

ウ 一般旅客運送に関する事業を運営する者

(ア) 後発地震旅客等への伝達

(イ) 運行等に関する措置

(ウ) 滞留旅客等に対する措置

エ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

(ア) こども園・幼稚園・保育所、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意する。

(イ) 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示する。

(ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示する。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮する。

オ 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

(ア) 水道

水道事業については、本節第3「2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策」に準ずる。

(イ) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

(ウ) ガス

a ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続する。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

b ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保の

ための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示する。

(エ) 通 信

電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示する。

